

九州情報コーナー広報要領

福岡市総務企画局企画調整部

1. 配布資料

●配布資料とは

チラシ、パンフレット、ガイド冊子など

●配置方法

九州情報コーナー内の「チラシ・パンフレットコーナー」に利用者が自由に持ち帰られるように配置。（九州8県毎、九州以外、多言語の10コーナーに配置）

●提出方法

「九州情報コーナー 配布届出書（様式1）」に必要事項を記入の上、広報物と併せて提出してください。（郵送でも可）

（郵送の場合）

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 1階

情報プラザ（九州情報コーナー） 行

●配布基準

受け入れる広報物

自治体（県市町村）や福岡市役所各所属からの配布依頼に基づくものであって、以下の受け入れない広報物に該当しないもの。

受け入れない広報物

- ①公共性に欠けるもの
- ②特定の宗教・政治・意見・人物のPRに関するもの
- ③企業広報、物販、客寄せ等営業色が強いもの
- ④営利的広告が主な割合を占めるもの
- ⑤公序良俗に反するもの

●その他

配置スペースが限定されているため、配布のご希望に添えない場合もあります。

2. ポスター掲示

●配置方法

九州情報コーナー内のポスター掲示板に掲示。（九州8県毎、九州以外、多言語の10枠）

●提出方法

「九州情報コーナー 掲示届出書（様式2）」に必要事項を記入の上、ポスターと併せて提出してください。（郵送でも可）

（郵送の場合）

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 1階

情報プラザ（九州情報コーナー） 行

●掲示基準

掲示できるポスター

福岡市内の各県事務所（福岡市内に事務所のない場合は、県）の依頼に基づくものであって、以下の掲示できないポスターに該当しないもの。

※サイズはB1

掲示できないポスター

- ①公共性に欠けるもの
- ②特定の宗教・政治・意見・人物のPRに関するもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④民間企業等の広告を印刷しているポスター

※ただし、共催者・後援者・協賛者、または後援会・展示会等の会場として、第三者の名称（キャッチフレーズ等の営利公告は不可）を印刷している場合はこの限りではない。

【問い合わせ先】

●九州情報コーナー全般に関すること

福岡市総務企画局企画調整部企画課

092-711-4085

●配布資料、ポスターの手続きに関すること

福岡市情報プラザ

092-733-5333